

案件名：登別市福祉のまちづくり条例（案）

問い合わせ 社会福祉グループ（☎011-1911）

『登別市福祉のまちづくり条例（案）』について、平成24年11月15日から12月14日まで、パブリックコメント（意見公募）制度に基づき意見を募集したところ、3件の意見が寄せられました。

条例案は、平成25年第1回登別市議会定例会に提案する予定です。

第6条第5項において、『市は、福祉のまちづくりのために広域的な取り組みを必要とする施策について、国および北海道その他の地方公共団体と連携して、その推進に努める』との記載がありますが、この中に『西いぶり広域連合』を含めるべきではないか。

理由としては、今後、西いぶり広域で連携して取り組むべき事案も考えられるからです。

市からの回答

西いぶり広域連合は、当市を含む3市3町で構成されています。それらの市町との連携については、条文中の『その他の地方公共団体と連携』に含まれていますので、『西いぶり広域連合』という言葉を追加する考えはありません。

第18条第2項および第3項において、『児童または障がい者、高齢者等へのいじめまたは虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害』との記載がありますが、『児童』と限定するのではなく、『乳幼児および児童生徒』に変更すべきではないか。

理由としては、児童福祉法においては満18歳に満たない者を『児童』と定義していますが、昨今、乳幼児への虐待や中・高校生へのいじめなどの深刻な事案が多いことから、より明確でわかりやすい表現にするため、『乳幼児および児童生徒』にしてはどうか。

また、学校でのいじめ問題は、犯罪（暴行罪など）に至る事案も報道されていることから、その対応を福祉という観点のみでみた場合には、児童福祉という総合的な観点での対応が必要になるのではないかと。

市からの回答

学校教育法では、小学校の課程に在籍している者を『児童』とし、中学校および高等学校の課程に在籍している者を『生徒』と定義しています。

一方、児童福祉法では、満18歳に満たない者を一律に『児童』と定義しています。

条文の趣旨から、学校に在籍しているか否かを問わず定義すべきと考えられるため、原文のとおり、児童福祉法の定義による『児童』を使用することとします。

なお、いじめは、学校・家庭・地域・関係機関などが連携して取り組む必要のある問題ではありますが、本条文では、人権侵害の一つとして『いじめ』を記載したものであり、その具体的な対応までを記載するものではありません。

インターネット技術が普及していることから、情報技術を使いこなす能力（ITリテラシー）という視点での記載が必要ではないか。

具体的には、インターネットを使用して誹謗中傷を行うという事案があることから、第18条の人権擁護に関する条文中に、そのような視点での記載が必要ではないか。

市からの回答

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害といった問題が生じており、これらは人権侵害であると考えられます。

第18条では『いじめまたは虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害』との記載により、いじめ、虐待、配偶者などからの暴力（いわゆるDV）を人権侵害の事例としてあげています。

インターネットを利用した誹謗中傷やその他の人権侵害については、『～等の人権侵害』の『等』の部分に集約されますので、条文として追加する考えはありません。